

大阪市告示第532号

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項の規定に基づき、次のように市道の路線を認定する。

その関係図面は、大阪市建設局において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和6年4月5日

大阪市長 横山英幸

路線名	起 点 終 点
淀川区 第2024-01号線	淀川区加島3丁目406番地 同区同 110番の3地 (別紙参考図参照)
淀川区 第2024-02号線	淀川区加島3丁目112番の1地 同区同 405番地 (別紙参考図参照)

(建設局総務部管財課)